

宍粟市環境基本計画（第2次）に係るパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市環境基本計画（第2次）案に関するパブリックコメントについて

2. 募集期間

平成28年2月20日（土）から平成28年3月20日（日）まで（30日間）

3. 担当課

市民生活部 環境課 環境政策係

4. 募集の要旨

平成22年度に策定した宍粟市環境基本計画（第1次）の計画期間が平成27年度で終了するため、環境基本計画の改定を行います。

環境審議会による協議の結果、作成された環境基本計画（第2次）の素案について、パブリックコメントの募集を実施し、広く市民等の意見を反映します。

5. 公表する資料

宍粟市環境基本計画（第2次）案 別紙参照

6. 閲覧場所及び

場所	閲覧時間
市役所環境課	午前8時30分から午後5時15分まで (月曜日から金曜日まで)
各市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分から午後5時30分まで (金曜日のみ午後6時30分まで) (臨時休館日を除く火曜日から日曜日まで)
宍粟市ホームページ	募集期間最終日まで(終日)

7. 意見を提出できる人

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ パブリックコメントに付す事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別添「意見書」のとおり

9. 意見の提出方法

方法	提出先
持参	上記閲覧場所（市ホームページを除く）にご提出ください。
郵送	市民生活部環境課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市役所 市民生活部 環境課 環境政策係 宛
ファックス	0790-63-3063
電子メール	kankyoseisaku-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効とします。）
- ・提出いただいた意見に対して、個別に回答はしません。
- ・提出いただいた意見に対する市の考え方は、宍粟市ホームページ等により公表します。
なお、意見を提出いただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開しません。